

2026 年 10 月 1 日

求職活動等を行う皆さまへ

株式会社沖縄ソフトウェアセンター  
代表取締役社長 松田 崇

当社では、採用活動の過程において生じ得る、求職者等に対するセクシュアルハラスメント等（※）の防止に取り組んでいます。求職者等の皆さまが安心して会社説明会・面接・インターンシップ等に臨むことができるよう、以下のとおりルールを定めています。

（※）パワーハラスメントに類する行為、カスタマーハラスメントに類する行為、妊娠・出産等に関するハラスメントに類する行為及び育児・介護休業等に関するハラスメントに類する行為を含みます。

1. 求職活動等における当社のルール

(1) ハラスメント防止の方針と周知・啓発

当社は、「ハラスメントの防止に関する規程」を定め、求職者等に対するハラスメントを行ってはならないことを明記しています。この方針は、研修その他の方法により従業員に対して継続的に周知・啓発しています。

(2) 会社説明会・面接・インターンシップ等に関するルール

当社の従業員は、求職活動等の実施にあたり、次のルールを遵守します。

| 項目   | 当社のルール                                                                                                                          |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 時間   | 面談、面接、会社説明会、インターンシップその他の求職活動等は、原則として <b>平日の 9 時から 18 時まで</b> の間に実施します。                                                          |
| 場所   | 本社会議室、沖縄 IT 津梁パーク開発センター会議室、社内打合せスペース、執務スペースその他当社が指定した場所、または当社が指定するオンライン会議システムにより実施します。飲食店、個室を有する店舗、従業員の自宅など、当社が指定しない場所では実施しません。 |
| 実施体制 | 複数人で実施するか、第三者の目が届く環境（オープンスペース等）で実施します。会議室など閉じられた空間で実施する場合は、必ず複数人で実施します。                                                         |
| 連絡手段 | 皆さまとのやり取りには、 <b>当社が付与した電子メールアドレスのみ</b> を使用します。従業員個人の SNS アカウント、私用の電話番号、私用の電子メールアドレスを用いて連絡することはありません。                            |

(3) 飲酒を伴う場へのお誘いはいたしません

当社の従業員が、求職活動等に関連して、皆さまを飲酒を伴う場にお誘いすることはありません。

## お願い

上記のルールと異なるお申し出（当社が指定しない場所での面談のお誘い、従業員個人の SNS・私用電話番号での連絡、飲酒を伴う場へのお誘い等）があった場合は、当社の正規の採用活動ではない可能性があります。応じる必要はありませんので、下記の相談窓口までお知らせください。

## 2. 相談窓口について

当社の採用活動において、万が一、当社の従業員から性的な言動等を受けた場合には、下記の相談窓口までご連絡ください。ハラスメントに該当するかどうかの判断が難しい場合も含め、幅広くご相談を受け付け、適切に対応します。

### 【ハラスメント相談窓口】

#### 衛生委員会 ハラスメント相談担当者

| 連絡方法       | 連絡先                         |
|------------|-----------------------------|
| 電子メール      | osc-health@m.osc-corp.co.jp |
| 電話（本社）     | 企画管理部 098-869-5201          |
| 電話（開発センター） | 営業部 098-989-1551            |

対面、電話、電子メールのいずれの方法でもお受けします。

相談にあたってのお約束

- (1) **プライバシーを保護します。** ご相談にあたっては、相談者の方のみならず、関係者のプライバシーにも十分に配慮し、公平に対応します。ご相談の内容は、必要な範囲を超えて他に知らせることはありません。
- (2) **採用選考には影響しません。** ご相談をされたこと、または事実確認にご協力いただいたことを理由として、皆さまを採用選考上不利に取り扱うことは一切ありません。
- (3) **迅速に対応します。** ご相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には、行為者に対する措置および再発防止のための措置を講じます。

## 3. 内定者の皆さまへ

採用内定後、入社日までの間においても、上記のルールおよび相談窓口は同様に適用されます。安心してご相談ください。

以上